

平成30事務年度国税庁実績評価実施計画等（案）の概要

- 1. 各目標の施策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 「施策」の追加又は廃止及び施策名の変更等・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 測定指標数及び昨事務年度からの主な変更内容等・・・・・・・・・・・・ 4

1. 各目標の施策一覧 (43施策)

実績目標等	施策	前年度との対比
実績目標(大)1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収		
実績目標(小)1-1 税務行政の適正な執行	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理	同じ
	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報適切な取扱い等	
	(3) 守秘義務の遵守	
	(4) 職員研修の充実	
	(5) ICT化・業務改革(BPR)の推進	
	(6) 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の定着に向けた取組	【変更】
実績目標(小)1-2 納税者サービスの充実		
業績目標1-2-1 広報・広聴活動等の充実	(1) 国民各層への広報活動の充実	同じ
	(2) 租税に関する啓発活動	
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進	
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保	
	(5) 国民の意見や要望への的確な対応等	
業績目標1-2-2 相談等への適切な対応	(1) 納税者からの相談等への適切な対応	△1
	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応	
	(3) 改正消費税法への対応	
業績目標1-2-3 電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進	(1) e-Taxの普及と利用満足度の向上	同じ
	(2) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進	

実績目標等	施策	前年度との対比
実績目標(小)1-3 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済		
業績目標1-3-1 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施	(1) 有効な資料情報の収集	同じ
	(2) 的確な調査事務の運営	
	(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組	
	(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施	
業績目標1-3-2 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	同じ
	(2) 滞納を未然に防止するための取組	
	(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営	
	(4) 滞納の整理促進への取組	
	(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	
業績目標1-3-3 不服申立てへの取組	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理	△1
	(2) 裁決事例の公表の充実	
実績目標(小)1-4 国際化への取組	(1) 税務当局間の要請に基づく情報交換	【変更】
	(2) CRS(共通報告基準)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	【変更】
	(3) CbCR(国別報告事項)の情報交換の的確な実施	【追加】
	(4) 相互協議事案の適切・迅速な処理	同じ
	(5) 外国税務当局との経験の共有	【変更】
	(6) 開発途上国に対する技術協力	同じ
実績目標(大)2 酒類業の健全な発達の促進	(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	同じ
	(2) 酒類の公正な取引環境の整備	
	(3) 日本産酒類の輸出環境整備	
	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応	
	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携	
	(6) 未成年者飲酒防止対策等の推進	
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保	
実績目標(大)3 税理士業務の適正な運営の確保	(1) 税理士会等との連絡協調の推進	同じ
	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施	
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組	

2. 「施策」の追加又は廃止及び施策名の変更等

<追加した施策>

目 標	施 策	追 加 理 由
【実績目標（小）1-4】 国際化への取組	【実1-4-3】 CbCR（国別報告事項）の情報交換の的確な実施	BEPSプロジェクトの最終勧告に基づき設けられた国際的枠組の下、一定の多国籍企業グループの最終親会社から收受したCbCR（国別報告事項）（注）を租税条約等に基づく自動的情報交換により、多国籍企業グループの子会社等の居住地国・地域の税務当局に提供することになります。 これは、国際的に重要な取組であることから、施策として追加しました。

（注）「Country-by-Country Report」の略。一定規模以上の多国籍企業グループの最終親会社に対し、居住地国の税務当局に提供することが求められています。我が国においては、平成28年度税制改正により、総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループで最終親会社が日本にあるものに対して適用されることとなります。平成30年9月末までに外国税務当局に対して初回の提供を行うこととしています。

<廃止した施策>

目 標	施 策	廃 止 理 由
【業績目標 1-2-2】 相談等への適切な対応	【業1-2-2-4】 改正相続税法への対応	平成27年1月に改正相続税法が施行され、基礎控除額の引下げにより納税義務者が増加したため、適正な申告が行われるよう、これまでも広報・周知に努めてきたところです。 引き続き、「相続税のあらまし」や「相続税の申告要否判定コーナー」を国税庁ホームページに掲載するなど、納税者に必要な情報を提供していきませんが、今後は、引下げ後の基礎控除額を前提とした広報を行っていくため、施策「業1-2-2-4：改正相続税法への対応」は廃止しました。
【業績目標 1-3-3】 不服申立てへの取組	【業1-3-3-3】 改正不服申立制度の定着に向けた取組	平成28年4月に改正不服申立制度が施行され、これまで、その制度内容について、国税庁や国税不服審判所の各ホームページにおける広報や税理士会等の研修会等への講師派遣を行うほか、不服申立人に対してはパンフレットを用いるなどして適切かつ丁寧に説明するなど、その定着に向けて取り組んだ結果、定着が図られたと考えられることから、施策「業1-3-3-3：改正不服申立制度の定着に向けた取組」は廃止しました。

<名称を変更した施策>

目 標	施 策		変 更 理 由
	29 事務年度	30 事務年度	
【実績目標（小）1-1】 税務行政の適正な執行	【実1-1-6】 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組	【実1-1-6】 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着に向けた取組	国税庁ホームページの表記にあわせて施策名を変更しました。
【実績目標（小）1-4】 国際化への取組	【実1-4-1】 租税条約等に基づく情報交換	【実1-4-1】 税務当局間の要請に基づく情報交換	租税条約に基づく情報交換について設定している他の施策（CRS及びCbCR）との重複がないことを明確にするため、施策名を変更しました。
	【実1-4-2】 CRS（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組	【実1-4-2】 CRS（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の <u>的確な実施</u>	CRSに基づく情報交換については、平成30年5月1日までに国内金融機関等から非居住者金融口座情報（平成29年分）の報告を受け、平成30年9月末までに外国の税務当局への提供を開始することとしており、また、日本居住者の金融口座情報についても外国税務当局から提供を受けるため、施策名を変更しました。
	【実1-4-4】 各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有	【実1-4-5】 外国税務当局との経験の共有	「各国共通の執行上の指針の整備」の取組は、「各国税務当局との経験の共有」の取組の一部であることから、内容をより明確・簡潔に表現したものにすするため、施策名を変更しました。

(注) 施策名称を変更したことに伴い、施策に設定している測定指標についても変更内容に応じて名称を変更します。

3. 測定指標数及び昨事務年度からの主な変更内容等

測定指標数	昨事務年度からの主な変更内容等
定性的測定指標数 33 (昨事務年度比1増2減)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに設定した測定指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「C b C R (国別報告事項) の情報交換の的確な実施」【実 1-4-3-B-1】 (理由) 施策として追加したことに伴い、測定指標として設定しました。 ○ 廃止した測定指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「改正相続税法に関する広報の充実等」【業 1-2-2-4-B-1】 (理由) 施策の廃止に伴い、測定指標を廃止しました。 ・ 「改正不服申立制度の定着に向けた取組」【業 1-3-3-3-B-1】 (理由) 施策の廃止に伴い、測定指標を廃止しました。
定量的測定指標数 37 (昨事務年度と同数)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名称を変更した測定指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「酒類の取引状況等実態調査による指示・指導事項の改善割合」【実 2-2-A-1】 (理由) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正が行われ、「酒類に関する公正な取引に関する基準」(平成 29 年 3 月国税庁告示) を遵守しない酒類業者等に対して、当該基準の遵守を指示できることとなりました。これを受けて、指示事項についての改善割合も目標に加えることとしたため、測定指標名を変更しました。 ○ 目標値が変更された測定指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「税理士会への研修会等の評価」【実 3-1-A-1】 平成 29 事務年度 70% ⇒ 平成 30 事務年度 75% (理由) 税理士会への研修会等についてのアンケートの上位評価割合を定量的指標としているのですが、これまでの実績値を踏まえて引き上げることとしました。
計 70	